

# インド特許庁の特許実務及び手続の手引(2019)改正

2019年12月9日  
JETRO ニューデリー

2019年11月27日、インド特許意匠商標総局(CGPDTM)は、同局ウェブサイト上でインド特許庁の特許実務及び手続の手引(2019)の改正を公表した<sup>1</sup>。当該改正は即日適用される。

## <改正の概要>

### (1) 当該手引の位置付け

インド特許庁は、発明者、実務家及び外国出願人から、インド特許庁における実務を手引形式で成文化して欲しいという要望を受け、出願人がインドにおける特許出願を有効に行うための実用的な指針として、インド特許庁の特許実務手続の手引(2011)を2011年3月に発行した<sup>2</sup>。なお、当該手引は、法的効力を有するものではない。

### (2) 改正趣旨

2011年に手引を制定して以後、現在までの間にインド特許実務及び手続を取り巻く環境は変化し、インド特許庁はPCT受理官庁として、国際調査機関(ISA)及び国際予備審査機関(IPEA)としての機能を持つようになった。また、インド特許庁は過去10年間におけるIT化と電子処理手続により、自動化の観点から近代化が進んでいる。

今回の改正は、このような2011年以降の環境変化を反映し、現代の実務・手続に則するためのものであり、2019年3月1日付で公表された特許実務及び手続の手引(2019)改正案をもとにしている。

### (3) 改正ポイント

今回の改正は、2012年、2013年、2014年、2016年、2017年および2019年の各々の特許規則改正の内容等を反映させるものであるため、多岐にわたるが、主な改正のポイントは以下のとおりである。

#### ●ISA及びIPEAに関する章の新設

第8章にISA及びIPEAとしてのインド特許庁の実務及び手続の手引が新設された。

(第8章であった「審査及び特許権の付与」は第9章へ繰り下げ、以降全ての章が繰り下げ)

#### ●電子化に対応した内容の反映

各電子媒体による特許出願手続に対応して文言が修正された。

#### ●判例に基づく手続の明確化

裁判で判示された内容が追加されたことにより、実務者がとるべき手続等が明確化された。

詳細な改正点については、現地法律事務所が作成した「インド特許庁の特許実務及び手続の手引(2019)の2011年版からの主要な改正点について」を参照いただきたい<sup>3</sup>。 以上

<sup>1</sup> <http://www.ipindia.nic.in/newsdetail.htm?590>

<sup>2</sup> 英語原文：[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/in/ip/pdf/201103\\_tokkyo\\_02.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/in/ip/pdf/201103_tokkyo_02.pdf)  
日本語仮訳：[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/in/ip/pdf/201103\\_tokkyo\\_01.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/in/ip/pdf/201103_tokkyo_01.pdf)

<sup>3</sup> [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/in/ip/pdf/tokkyo\\_201912.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/in/ip/pdf/tokkyo_201912.pdf)